

**「保険医休業保障共済保険」ご加入者へのお知らせです**

## **新型コロナウイルス感染症に関する 「保険医休業保障共済保険」 の取り扱いについて**

新型コロナウイルス感染症者と濃厚接触等により、休業（休職）を強いられるケースが想定されます。「保険医休業保障共済保険」においての、新型コロナウイルス感染症に関わる取扱いは下記の通りです。ご不明な点や質問などはお気軽に協会事務局までご連絡下さい。

新型コロナウイルス感染症は、給付の対象となる疾病に該当します。確定診断だけではなく、その疑いとして病名が付されて休業する場合がありますと考えられます。休業に至る経緯として「疑い病名」が付された場合でも、第三者の医師から一定期間休業を要する旨の医療証明書が提出され、給付要件を満たしていれば、給付の対象となります。

### ○ 給付の対象となる事例

- ・ 加入者本人が新型コロナウイルス感染症と診断され、休業に至った。
- ・ 加入者本人が新型コロナウイルス感染者と濃厚接触したため、医療機関に受診し、家族・親族以外の医師から、「新型コロナ感染症疑い」の病名が付され、一定期間の休業を要する旨が証明される。

※給付要件につきましては、約款をご覧ください。

**【問い合わせ先】 福岡県保険医協会 共済部**

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-3-8F

TEL:092-451-9025 FAX:092-451-6642

Email : fukuoka-hok@doc-net.or.jp